

令和4年3月31日
環境生活部環境保全課

産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

1 被処分者

- (1) 住 所 北津軽郡中泊町大字今泉字唐崎293番地1
(2) 名 称 有限会社青山建材
(3) 代 表 者 代表取締役 青山 秋子
(4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00200154970）

2 不利益処分の内容

令和4年3月31日をもって上記1（4）の許可を取り消す。

3 処分年月日

令和4年3月31日

4 不利益処分の原因となる事実

被処分者の役員の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第16条違反（不法投棄）について、令和4年1月8日に被処分者に対する罰金200万円の刑が確定したことにより、被処分者が法第14条第5項第2号イの規定（欠格要件）に該当するに至ったことは、法第14条の3の2第1項第1号の規定（許可取消し）に該当するものである。

また、被処分者の役員の法第16条違反（不法投棄）について、令和4年1月8日に同人に対する懲役2年及び罰金50万円の刑が確定したことにより、被処分者が法第14条第5項第2号ニの規定（欠格要件）に該当するに至ったことは、法第14条の3の2第1項第2号の規定（許可取消し）に該当するものである。